

緊急事態宣言の影響を受ける飲食店等への支援を求める意見書

本年1月、大都市圏においては、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、緊急事態宣言が再発令された。この宣言に伴う対策の内容は、飲食店の時間短縮に重きを置いたものであり、このことが地方にも影響し、本市のような感染が抑えられている地域においても飲食店の利用を控える傾向が非常に強くなった。

こうしたことから、市内の飲食店及びその関連事業者は、緊急事態宣言の発令地域や時短要請がされている地域（以下「緊急事態宣言等地域」という。）と同様に売上げが大幅に落ち込み、廃業を余儀なくされるなど極めて厳しい経営環境に置かれている。

一方、国の飲食業者への時短要請協力金や、その関連事業者への一次支援金などの支援は、制度としては全国を対象としているものの、実態としてこれらの支援を受けられる事業者は、緊急事態宣言等地域に限られている。

緊急事態宣言等地域であるか否かを問わず、同じような厳しい経営環境にあれば、同様に支援の手は差し伸べられるべきである。緊急事態宣言等地域でないことをもって、支援措置が無いということは著しく不公平であり、早急に是正すべきものとする。

また、こうした厳しい時こそ、財政基盤の脆弱な地方への配慮が必要と考える。このような状況を踏まえ、下記の事項に取り組まれることを強く求める。

記

緊急事態宣言等地域以外の地域において厳しい経営環境にある飲食店に対し、緊急事態宣言等地域と同様に飲食店向けの給付金を支給するとともに、緊急事態宣言等地域の飲食店との取引に限定して実施する予定の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」を、緊急事態宣言等地域以外の飲食店との取引も対象とした制度に拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月22日

島根県雲南市議会